

明治後期天台宗における関東派・関西派の対立

藤田 和敏

はじめに

神仏分離令・廃仏毀釈と社寺領上知令・地租改正で大打撃を受けた仏教教団は、明治五年（一八七二）に開始された教導職制度によって神道に基づいた国民教化を担うことになるが、同八年に教部省から発せられた「信教自由の口達」と同一七年の太政官布達第一九号を契機に、国家の統制に従属することを前提としつつも一定の自治を認められ、独自の教義を踏まえた教団運営を展開することが可能になった。^①

羽賀祥二が論じたように、明治期における仏教教団は、管長制度と本末制度の相克から曹洞宗内の永平寺と総持寺の争いに見られたような内部紛争を繰り返し、国家の権威に依存しなければ「自治」を維持できない未熟さを露呈したが、臨済宗相国寺派・同妙心寺派・真宗大谷派の事例で筆者が明らかにした宗政家（教団中枢で政治家的役割を果たした僧侶）・教団議会の活動や規則の制定により、直面する課題に向き合う自律性を次第に獲得していく性質も備えていたのである。^③

本稿では、明治後期の天台宗を取り上げ、教団の動向について更なる検討を加える。筆者は、明治前・中期の天台宗について、①明治一三年に開かれた天台宗初めての議会である大会議で「学林を扶起して教行を翼張する事」・「宗務を改理して本末を維持する事」を二大綱とする教団規則が制定されたが、宗内での紛争が原因で円滑に運用でき

なかったこと、②同二一年に再び会議が招集され、天台座主や天台宗務庁幹部職員の公選などを規定した「天台宗定則」が定められたが、神仏分離令による大幅な教線の縮小という痛手を回復させることは容易ではなく、財政難や人材不足で教育布教活動の低迷が続いたこと、③同二八年に内務省が天台座主選挙結果の取消命令を出したことを受けて、同二九年に規則改正のための闔宗会議が実施され、定期的な議会の開催などを取り決めた『天台宗憲章』が同三〇年六月に認可されたことなどを指摘した。^④

以下、『天台宗憲章』に依拠して行われることになった明治後期の宗政に教団が抱えていた諸課題を克服する可能性が存在したか否かについて、当該期に形成された宗内の政治勢力である関東派護法会・関西派扶宗会の動向を中心に考察してみたい。

第一章 関東派・関西派の対立構造

1 関東派護法会・関西派扶宗会の成立

『天台宗憲章』の内容については、拙稿で①新たに決定された教師等級・寺格とそれに対応する負担金の体系により末寺の財政負担が強化されたこと、②四年に一回行われる総会議と、総会議議員より互選された議員七名が毎年一回実施する例年会議が定期的な議会として設

けられ、宗内の合意形成が目指されたこと、③全国の教区（教団行政区画）が三〇区に再編されたことを主な特徴として指摘したが、それ以外にも、④宗務庁の組織を第一部・第二部に分け、前者に教務科・学務科・財務科を、後者に庶務科・文書科を主管させるとともに、全教区による公選で部長と科員（科長にあたる）を選出すること（第二編第一章）、⑤総本山の事務を司る延暦寺事務所に寺務を指揮する執事二名と幹事三名以下の職員を置くこと（第二編第七章）、⑥延暦寺に大学林本校、東京府上野に大学支校、全国各地に中学林・小学林を配置するという従来の学制を改め、天台宗西部大学を延暦寺に、同東部大学を東京に、中学を東西二カ所に置くこと（第二編第二章・宗則第六号）、⑦宗門への功績者・学識徳望ある者などから任命された局長一名・精査員一〇名で構成される精査局に、総会議・例年会議で可決された事項を修正・否決する権限を与えること（第二編第二章）など、宗務・学校組織の改革を目的とする条目が規定された。^⑥

八月一八日に第一部長・第二部長の選挙が行われ、前者に愛知県密蔵院住職中村勝契、後者に寛永寺等覚院住職蘭元轍が選出された。^⑦中村は「人望少なけれども亦凡ならざる手腕を有する」、^⑧蘭は「兎に角宗門第一流の政治家」と後に評された僧侶であり、両者ともに有効投票数二八票の満票を獲得した。さらに、十一月二日に全国の三〇学区（教区と同一）を東部大・中学と西部大・中学の何れかに所属させる「丁酉宗告第十六号」が達せられ、富山・岐阜・静岡以西の一三学区が西部、新潟・長野・山梨・神奈川以东の一七学区が東部に分属されたのである。^⑨

『天台宗憲章』の認可直後から、東西に二分された教区区域に対応する教団内の政治勢力が現れた。そのことは、滋賀県内の天台宗寺院住職が七月に行った親睦会で作成した「大中学に付意見書」と、関

東矯弊有志会が『明教新誌』に寄稿した論説「天台宗撰挙干渉の陋弊」から知ることができる。^⑩

「大中学に付意見書」は、過般の宗務取締（各教区の宗務責任者）による会合で比叡山上の西部大・中学を坂本に移築することが計画されたことに対して、普通教育の教員を確保しやすい京都市中への中学設置を提案するものであったが、文中で「縦令取締其人は賢明なるも、扶宗会が何程の権能を有するも（如何なる組織何れの認可を経、何程の権利を有するかは余輩之を知らず）、或は千慮の一失なしと謂べからず」と、扶宗会という任意団体が宗務取締の会合において強い影響力を発揮したことが指摘されている。

「天台宗撰挙干渉の陋弊」では、東西の政治勢力について次のことが論じられた。

（史料一）

今回天台宗新役員を撰挙するの以前に於て、関東の護法会、関西の扶宗会なる者の名を以て、党派めきたる活版摺などを各取締或は各地方の有志家へ配布せりと云ふ、（中略）畢竟護法会と云ひ、扶宗会なる者は一地方有志の一団体の者が私に組織せる者にして、未だ各県下諸寺院を代表する者が組織せる者にあらずして、畢竟私会の相談会なる者なり

関西の扶宗会に対して関東にも護法会という任意団体が組織されており、それぞれが部長選挙において支持する候補を支援するために活版摺を地方有力者に配布する運動を行ったことが述べられている。さらに、第一部長の中村、第二部長の蘭ともに選挙で満票を獲得したことについて、「何れも同点なりとは豈に奇怪にあらずや」と、扶宗会が中村を、護法会が蘭を圧倒的多数で当選させるために、両者の間で談合が行われたのではないかと疑義を呈したのである。

「大中学費に付意見書」で言及された宗務取締の会合は、西部大・中学費の移築を協議した事実から、関西一三教区の宗務取締のみで行われたことがうかがえるのであり、それは扶宗会の組織と一体化していたのであろう。また、七月に任命された西部大中学費学事準備委員四名、一月に扶宗会が会員に対して出した伝教大師御宝軸頒布の広告に連記された同会世話人四名の何れにも中村の名が入っていることから、扶宗会の中村が主導権を握る形で結成されたことが分かる。中村は、明治二十九年（一八九六）八月に『天台宗憲章』の認可を得る目的で結成された宗憲実施期成会の中央委員に任命されており、扶宗会成立以前から宗政の中心的位置にいた。

扶宗会に対抗した護法会は関東一七教区を基盤とするものであったが、東部大・中学費が所在した東京における宗教界の動向に強い規定を受けて運営されていた。その実態について次に考えてみたい。

2 関東派と浅草寺顕揚会

明治三十一年（一八九八）年三月七日、東西の大・中学費は開校された。¹³四年に一回行われる総会議は同三二年六月に開会する必要があったが、「刻下ノ状況ヲ鑑ミ」延期され、同三三年六月二二日から五日間の日程で実施された。¹⁴議事の記録が残されていないために議論の詳細は分からないが、次に掲げる教団機関誌『四明余霞』に掲載された加藤観澄の論説「学則改正に関する吾人の所見」¹⁵から、開校三年目を迎える大・中学費のあり方について激しい議論が繰り広げられたことがうかがえる。

（史料2）

豊かならざる一宗歳入額の大半を惜まず、東西二箇処に大中学費を設置せるものは、蓋那辺の急要理由の存せる為なる乎、（中略）

同憂の士と革新を謀議せしこと久しかりき、幸なるかな去月当路者の求めによりて所見を建議する事を得しのみならず、自ら進んで去月開設の総会議場に提案したり、然るに何ぞ料らん当路者之を採用せず、闔宗会議亦之に賛同せざりき、（中略）又吾人は神清なる教育事業と及其機関たる学費問題は、苟も東西情弊の渦中に之を没却汚瀆する事勿れと絶叫したる所なり

加藤は、財政難に悩む教団にとつて東西大・中学費の維持は負担が大きすぎることから、革新案を提示したが宗務当局も総会議も賛同しなかったため、教育事業と学校問題を東西勢力対立の渦中に投げ入れなくてはならないと絶叫したと論じている。革新案の具体的内容としては、東西の大・中学費を合併して東京に置くこと、大学学科に余乗（天台学以外の仏教学）と高等学科を加えることなどを掲げており、その理由として「現時社会の大勢を一顧せよ、物質の文明、知識の発展滔々として大河を決するか如くなるに非ずや」、「旧守姑息甚たしければ、未来の宗護者たる有為の青年は必ず、吾宗を捨去るべきを如何せん」と、文化の発展が著しい当該期の社会状況において、従来の守旧的な教育方針で有為な若者を育成するのは困難であることを述べている。

全国の学区が二分されたことを契機に形成された東西の政治勢力が拮抗するなかで、大・中学費を東京に一元化することは、社会の趨勢と教団の教育制度を適合させるために必要であったとしても、関西派には受け入れられるものではなかったものであり、革新案は総会議において否決されたのである。

東部中学費教頭を務めていた加藤は、東京府滝泉寺の住職であり、¹⁶明治二五年に浅草寺伝法院を拠点として同寺住職奥田貫昭を中心に組織された布教団体である顕揚会の一員でもあった。¹⁷会の立ち上げに関

わった大宮孝潤によれば、会長の奥田が東京府内の有力な天台宗僧侶に働きかけて出資を募り、著名な仏教学者・哲学者を名誉会員に加えて顕揚会を成立させた⁽¹⁸⁾と後年に回想しており、同年一〇月に行われた発会式には、妙法院門跡住職村田寂順を始め、井上円了・柳原政太郎・村上專精・南条文雄・棚橋一郎らが弁士を務める演説会を⁽¹⁹⁾挙行政した。最新の学問に触れ得る場となった挙揚会には、後述する遠賀亮中や末広照啓・中鉢（明治三十七年に本姓の壬生に改姓）雄舜・大森亮順ら大正・昭和戦前期に宗務庁の総務（宗務責任者、第三節で説明する）を務める僧侶が弁士に加わった。加藤とともに革新案の策定に関わった「同憂の士」が顕揚会に集う若手弁士で構成されていたことは間違いなく、彼らが関東派の教育改革論を推進していくことになるのである。

総会議では、加藤らの革新案は否決されたが、教育布教活動の拡充について議論はなされたようであり、総会議から一年後の明治三十四年七月に布教者の養成を目的とする「説教練習所規則」が制定された。⁽²⁰⁾この規則によれば、説教練習所は尋常科・高等科の何れかに入所させた練習生に専門部・普通部の諸科目を三年間履修させ、卒業試験の成績などによって三段階の褒賞を与える機関と定義されている。卒業によつて特定の役職を与えられるわけではなく、純粹に布教技術を磨くことが目的とされていた。

説教練習所は東部・西部の二カ所に置かれたが、西部では一人の出願者も現れなかったとされている。⁽²¹⁾明治四一年に発足する布教講習会でも、東部は入会者が相応にあるが西部は極めて少ないとの指摘がなされていることから、⁽²²⁾関東に比べ関西では布教活動への問題意識が薄かったと考えられる。東部説教練習所では、東部大学・講師であった末広・加藤・福田堯穎と遠賀が講師を務めており、⁽²³⁾顕揚会での活動を

背景に若手の布教者が多く集まっていたのであろう。このような教育布教に関して資質の高い指導者が存在するという東京の優位性が、東西政治勢力による対立の大きな要因になっていたのである。

3 天台宗大学・天台宗東部中学の認可と宗務庁・延暦寺事務所の職制改正

明治三十五年（一九〇二）二月一日から一日まで臨時総会議が開催された。この会議においても、「一方に於ては高等教育の発達を計らんとして中学合同論を唱道し、亦一方に於ては教育の普及を謀らんとして中学不合論を主張す」と、中学・小学合同問題が議論の焦点になったが、「議論粉騰の爲め遂に原案を撤回するの止むを得ざるに至りぬ」と結論を見ることはできなかった。⁽²⁴⁾しかし、この臨時総会議で専門学校令と中学校令に基づく東部大・中学・小学の認可を目指すことが議決されており、護法会はその準備のために明治三十六年三月二十七日より東部学区長総会を開いて、大・中学・小学校舎の下谷区谷中から本郷区駒込千駄木林町への移転や中学・小学の学科内容革新などを決定した。⁽²⁵⁾八月二八日には「学区会条例」が制定され、大・中学・小学の拡充を支えるために学区組織の制度化が図られた。すなわち、当該学区所属学区の学事上の会議として学区会を設け、規則を作成して天台座主の承認を受けることなどが取り決められたのである。⁽²⁶⁾

明治三十七年三月二十六日に、文部省は東部大学・私立天台宗大学と改称し、四月一日より専門学校令に基づいて設置することを認可した。それに伴い、東部中学・小学も私立天台宗東部中学へと改めて中学校令により設置することが認められた。⁽²⁷⁾六月二十七日からは三回目の総会議が開かれた。前年二月二〇日に総会議は前回に実施した年を控除して四年に一回行くと通達されたことにより、実質的に五年に一回の開

会となっていた。本会議においては、議員の建議案である宗務庁・延暦寺事務所の職制改正などが可決されたが、「其他十数件の議案ありたれとも、或は提出者に於て撤回し、或は委員の審査中閉会となり、或は議題とならざるものありたれば」とされており、学校問題については議事に上がらなかったようである⁽²⁸⁾。

職制改正の結果、宗務庁では第一部長・第二部長の下に五科を配する体制が変更され、全体を統括する総務と五名の課員（課長に当たる）が置かれることになった。総務選挙の結果は、長野県光前寺住職の吉沢義道が一四票を獲得し、一二票の中村勝契を押さえて当選した。課員については、教務兼学務課員に岩手県中尊寺住職塚田亮澄、財務課員に兵庫県地藏院住職東谷実秀、庶務課員に寛永寺勧善院住職遠賀亮中、文書課員に岡山県多聞寺住職清田寂栄と東西のバランスを取った形で選出されたが、注目すべきは顕揚会に属する遠賀の就任である。遠賀は明治三四年一月から同三五年二月までの四ヵ月間教務兼学務科員を務めており、二度目の宗務庁入りであった。

一方の延暦寺事務所は、職制改正により執行一名・幹事三名の体制となり、執行に総務選挙で敗れた中村が任じられた⁽³¹⁾。そもそも東西政治勢力の対立については、「新旧思想の衝突は次いで感情の衝突を惹起したるもの、如し、東部は東京を以て中心とす、西部は叡岳を以て本拠とす」と評されており、中村は関西派の拠点である延暦寺を掌握したのである。関西派は、この時期には協同会と有志会という二つの会派に分かれていたが、一月に西部学区会を開いて、比叡山上にある大・中学黌校舎の坂本への移転を決議し、新築校舎の総工費を一万五一〇円、工期を二月から翌年二月までとすること、費用は西部一三教区への課金や篤志によって賄うこととした⁽³⁴⁾。先行して天台宗大学・天台宗東部中学の校舎移転と文部省からの認可を実現した関東

派への対抗意識を関西派は燃やしていたといえる。

吉沢を総務として成立した宗務庁の内局（教団首脳部、国政における内閣に等しい）において遠賀の存在感は大きく、その人物について「東京下りのハイカラにて庁務の全般を挙げて経営せんとするが如き行動ある」、「中々如才なき若年才子」と評されていた⁽³⁵⁾。明治三八年三月二一日に、天台座主山岡観澄は布教活動の統一と促進を図るために「今且く易行普益の一法を示さば大悲本願に依憑する所の口称念仏に過ぎたるは無し」と、檀信徒に口称念仏を勧める方針の「教示章」を示しているが、その趣旨を徹底するために出版された『教示章要解』の執筆を遠賀が行ったことから、先述した評価は妥当なものであったことがうかがえる。

遠賀の突出した行動は、吉沢との間で意見の衝突をもたらしただけであり、吉沢は明治三九年八月四日に総務を辞任した。後任の選挙で、遠賀は護法会と関西派の有志に推されたが、二一票を獲得した藺元轍に対して七票にとどまり落選した⁽³⁷⁾。新たに内局を組織した藺は、長年教団を苦しめてきた財政難に対してどのような施策を打ち出すかという課題に取り組むことになった。

第二章 教団の財政難と東西対立の激化

1 末寺資力の実態調査

前述したように、明治維新期以来の財政難に対処するために『天台宗憲章』で末寺負担の強化が図られたが、その後も財政の改善は見られなかった。『四明余霞』明治三四年（一九〇一）一二月号に掲載された論説「財政の膨張」では、主要宗派の財政状況を比較検討して「我一宗の財政におき、内一ヶ寺負担額におき、何れも実に最低の位置を

示せるもの」と末寺への更なる賦課を示唆し、同三六年一〇月一〇日に「宗費滞納金徴集条例」を制定して宗費（寺格金など）徴収の促進を図ったが、明治三十八年度決算では収入予算額二万〇三五〇円に對して未納額が一七〇七円八九錢八厘に及び、三九四八円の四〇錢六厘の不足額を出すことになった⁽³⁸⁾。

明治三十九年八月二七日の「丙午宗達第五号」で、「近来全国寺院数ノ過多ヲ論シ貧小寺院ノ存在ニ関スル利害ヲ議シ、今や廃合ノ決ヲ見ントスルノ兆アリ」との理由で、各寺院の財務状況に関する調査が達せられた⁽³⁹⁾。これは、日露戦後の膨大な財政需要を賄うために、納税義務などを積極的に果たす国民の養成を目的に政府が推進した地方改良運動において、行政町村を「国家のための共同体」に作り替えるために神社・寺院の統廃合が目指されたことに影響を受けたものであり⁽⁴⁰⁾、個々の寺院が経営を維持できるだけの資力を保持しているかの確認を意図したものであった。

この調査に関連して『四明余霞』に掲載された福島県内の寺院住職石翠見我の論説「寺院資力調査に就て」では、「彼の一宗の寺籍簿上に在りては渺たる一貧小寺たるものも、其の表面に書き出したる資力に倍蓰する動産、不動産は住職若くは檀徒の名義となりて巧なる藏匿法の行はれつゝあるもの殆んど十中七八に下らず」と論じられた⁽⁴¹⁾。石翠は、このような寺院の住職が財産を狡猾に増やす機会として寺院廃合を利用するのではないかと危惧から論説を執筆したのであるが、各寺院の資力が正確に把握されていないのではないかという疑義は、実際の資力を持つ寺院に応分の負担を求めていく形に宗費の体系を変更しなければならないという問題意識につながるものであり、明治四〇年一〇月三〇日に総務蘭の名で次のような通達が出されたのである⁽⁴²⁾。

（史料3）

今や世運ノ発展ニ伴ヒ自然宗費ノ増大ヲ致スハ勿論ノ儀ニ付、更ニ課金算出ノ率ヲ規定シ、当該寺院ノ収入ニ応シ負担金額ヲ定メ、之ニ依テ寺ノ等位ヲ制定シ、将来滞納等ノ憂ヒナカラシムルハ最モ必要ノ儀ニ付、其教区内寺院中ニ就キ現今寺格金負担額ノ最適當ト認ムル寺院ニ就キ壹ケ年分予定収入額ヲ調査シ、別表相当欄へ記入シ、（中略）報告相成度此段通告候也

史料3では、各教区で最も適当な額の寺格金を納入している寺院について一年間の予定収入額を調査し、別表相当欄に記入することを命じている。別表では、寺格ごとに典型的な負担をしている一カ寺を教区内から抽出して調査することを意図し、①准別格一等寺／同三等寺、②一・二等寺、③三・四等寺、④五・六等寺、⑤七・八等寺、⑥九・一〇等寺の六つの欄を設け、それぞれに予定収入額を記載する様式になっていた⁽⁴³⁾。

適正な宗費体系の確立という課題を抱えつつ、明治四一年六月一日から四回目総会議が開催された。提出議案の文面が残されていないために詳細は不明であるが、『中外日報』では「宗務費を始め総歳出予算に約五分の増額を生じたれば、其の結果として寺格課金の増徴其の他教師義納金（新設）の如き財源を求めて之れが補充を講ずる都合なり」と、予算が約五分（五割）増加したために教師義納金新設など宗費の増徴を図ることになったと報じられた。それに関連する宗費賦課徴収法修正案の審議では、宗務庁側は「現行の寺格に在りては其寺院の資力と相伴はざる向甚しきが故に、資力調査・寺格制定の完了する迄止むなく教師義納法を復活せしめて宗費の不足を填補する意見なり」と述べ、すべての寺院の資力を調査したうえで新たな寺格を設定する意志を示した⁽⁴⁴⁾。また、教育問題について質問に立った弓削俊

澄は、「今予算案を見るに非常なる増額である、(中略)その内容の理由は、教育費が殆んど全額十分の八九の高き数字を示して居る、(中略)即ち一宗は学校病に罹り居ると思ふ」と、東西の大・中学四校を維持することが大きな財政負担になっていると厳しく指摘した。⁽⁴⁵⁾

明治四二年二月二〇日に、総会議の議論を受けて「寺格審査規則」が制定されており、第一条で審査長・審査次長・中央審査員に宗務庁職員または適任者、地方審査員に宗務取締・副取締または宗務取締が推薦した者を任命すること、第三条で調査項目を由緒と資産とし、資産は第一種田畑山林反別及地価、第二種宅地反別及地価、第三種什金、第四種右以外の所得を標準とするとされた。二月二六日に審査長の菌を始めとする三〇名で構成される審査会が立ち上げられた。⁽⁴⁶⁾

2 比叡山山林の無償下戻と山林経営評議会

宗務庁が教団財政の悪化に悩む一方で、延暦寺事務所では会計の不明朗さが問題になっていた。すなわち、明治四〇年(一九〇七)七月五日に開会した延暦寺一山会議で、「事務所提案の「山上事務所開設の件」の重大なると、「会計報告」の極めて不完全なると、及び議員より建議せし案件の全山の振否問題に関する重要事項なるとに依り、議会は議案の全部を挙げて之を委員附托とし」と、事務所の坂本から比叡山上への移転案と会計報告の杜撰さが原因で審議が空転したのである。また、この会議では一山改革建議案が提出されているが、その策定を担ったのは延暦寺西塔金台院住職赤松円麟である。赤松は、明治三四年二月から同三七年九月まで宗務庁財務科員を務めたことから教団財政に通じており、中村勝契に次ぐ延暦寺の有力者であった。⁽⁴⁷⁾

会計処理の不十分さが解決しない状況で、延暦寺は多額の資金を要する案件に取り組んでいた。それは、明治三三年の「国有土地森林原

野下戻法」に基づいて提起した、明治維新期に上知された比叡山山林一一二八町歩の無償下戻を求める行政訴訟である。この訴訟は明治四一年二月二二日に延暦寺の勝訴となり、同四二年四月に大阪大林区署より山林が下戻されたが、訴訟費用などで一二万円余を支出したために、下戻山林と元々の寺有山林四〇余町歩を担保として末寺と檀信徒を対象とする寺債を起こすことになった。⁽⁴⁸⁾

寺債の応募状況は好調であり、明治四三年二月一〇日までに三万円以上の申し込みがあったが、三月に入ると山林下戻についての疑惑を論じた印刷物が宗内に配布された。その内容について『中外日報』は、訴訟費用の一二万円を岐阜県の大橋銀行から借りる際に、中村ら延暦寺当局者がコミッションを得たと報じている。⁽⁴⁹⁾ 菌は「大橋銀行対同寺(延暦寺、筆者註)の関係に就いては宗務庁として直接の関係あらざれば真相を詳かにせざれども、目下世間に風聞するが如き事実なかるべしと信ず」と疑惑を否定したが、寺債に対する宗内の信用を確保する必要に迫られ、関東末寺からの慫慂を受けて山林経営評議会が組織されることになった。⁽⁵⁰⁾

山林経営評議会は、執行の下に宗務庁職員二名・延暦寺一山寺院住職三名・精査局精査員二名・総会議議員八名・宗務取締一〇名・寺債応募者一〇名の合計三五名で構成されるものであり、山林経営に関する規則・寺債募集償還に関する規則とこれに随伴する重要事項を議決する機関として位置づけられた。六月四日から三日間開催された評議会では取り決められた「延暦寺山林経営特別会計法」では、第二条で「本会計の歳入は下戻を受けたる所有林一千六百六十八町一反三畝九歩の山林より取得するものに限る」、第三条で「本会計の歳出は下戻を受けたる所有林一千六百六十八町一反三畝九歩の施業費及之れに要したる寺債拾式万円の元利償還に限るものとす」とされており、山林

から得られる収益の使途は施業費と寺債の償還費に限定されることになったのである。^①

内務省は七月五日に寺債募集について認可を与えており、一〇日までに届け出られた寺債応募総額は一四万円余に達した。認可に先立ち内務省は次のような意向を示している。^②

(史料4)

播州の名山瑠璃山の如きも寺院の手に帰せざる間は満山鬱蒼として樹木繁茂し立派なる山林なりしが一度び手に入るや濫伐を事とし、遂に今日の如き禿山となしたり、斯かる量見の者あるが故に仮令其方法は善くとも精神を確めざる迄は濫りに便宜を与ふる能はざるなり、此辺は各宗の反省を望まざるべからず

下戻したとたんに濫伐を行い禿山にするのではないかという内務省の危惧を現実にしたために、九月二日に延暦寺は「比叡山植樹会規則」を制定し、広く会員を募って資金を集め、比叡山の植樹を進める方針を示した。明治四四年五月の「比叡山植樹会寄附報告 第一回」では、浅草寺・四天王寺・輪王寺が五町歩、座主の山岡観澄が三町歩、明治前期の延暦寺伽藍復興に大きな役割を果たした大隈重信が二町歩、山林下戻の行政訴訟を担当した弁護士原嘉道や蘭らが一町歩の植樹費を寄附したと報告されている。^③

3 第五回総会議の流会

明治四三年(一九一〇)一二月一日より開かれた例年会議で、憲章宗則修正準備委員会(以下準備委員会と略す)設置の建議が承認され、翌四四年二月一五日に五名の委員が選任された。『中外日報』は、準備委員会の性質について次のように論じている。^④

(史料5)

従来一宗総会議に於て、関東、関西の意思の疏通を欠き居たる為め、関東よりの提案に対し、関西側にては反対の態度に出づる事多く、随つて弊害も尠からざりしかば、茲に委員会を設け関東関西の両方より各二名及び本山より一名の委員を挙げ、前以て予め協定する所ありたる上一宗総会議に提案することになりたる

従来の総会議において学校問題が東西政治勢力対立の原因となつていたために、東西両方から委員を出して事前の協議を行うことが準備委員会の目的であつた。関西派は明治四一年八月に再結成された扶宗会に結集しており、蘭から護法会・扶宗会に諮問を行った結果、五名の委員は本山から中村、関東から梅小路亮真・大森亮順、関西から辻井徳順・蓮池孝が任じられた。^⑤明治四二年一月二日に延暦寺西塔正観院に転住していた中村は、明治四三年末に執行を退任していたが、翌四四年一月一日付で新設された延暦寺顧問に就任しており、依然として山内で強い影響力を保っていた。また、関東から選ばれた浅草寺無動院住職の大森は、前述した通り顕揚会の一員であつた。

準備委員会は九月一日より三週間の日程で宗務庁で実施され、建議案が策定された。その内容は「予算の膨張を見るに至り、従来よりは約倍額に達すべし、(中略)東西両部の大中学を今迄の如く存し、其の経費を今迄は宗門と東西の地方寺院とより出資せしを、修正案は全部宗門の支出となし一宗の課金として増徴する」ものとなった。東西の大・中学四校を維持したうえで、所属教区の負担となつていた経費をすべて宗費で賄うという結論は、従来の矛盾を解決するどころか更に悪化させかねないものであつたが、「数番の討議反対論ありて一致を見る能はざりしが、最後に至り反対意見の委員は捨鉢気味に意見を屈して賛同したる事情あり」と、準備委員会では護法会・扶宗会双方

の意見を調整することができなかったのである。^{⑤7}

明治四五年二月一三日から第五回総会議が開会されたことになったが、それに先立ち『四明余霞』に掲載された島根県鰐淵寺住職長尾智泉の論説「総会議に対する建議」では、自身が所属する二四教区の実情について、「各寺院の維持方法は其財源たるや、檀信徒の浄財を以てするの寺院は殆んど皆無の状況にして、何れも多少の田畑山林の収得を以て、軽くも現状を維持するの狀態に之あり候」と経済的に貧窮している寺院が多いことを述べ、教育費を宗費で支出することになった結果、賦課額が倍增することに危機感を示した。^{⑤8}

果たして総会議は、一三日から二〇日までの会期のうちで一日しか審議を行うことができず、何も決定できないままに流会した。宗務庁作成の予算額が四万四一〇三円と、明治四四年度予算額の二万八六二六円五〇銭に比べると約一・五倍の増加となり、歳入の寺格課金が三万七〇〇〇円、歳出の宗学費（学校費）が二万二六七四円に及んだことで学校問題が議論の俎上に上がり、東西学校関係者の衝突を来して収拾の付かない状態となった。^{⑤9}

これまで大・中学の経常費を賄ってきた学区会は、予算成立を前提にすでに解散していた。総会議で予算が成立しなかった場合は前回総会議の予算を執行するという『天台宗憲章』第二三六条の規定に従えば増加する教育費を支出することは不可能であり、東西大・中学は窮地に立たされたのであるが、一月二六日に開かれた例年会議で大中学経常費歳入出予算案二万一九八五円余を議決して急場を凌いだ。^{⑥0}

大・中学の経常費のみであつても例年会議で予算案の審議をすることは『天台宗憲章』違反になるが、現実の問題として学校運営を中止することもできず、やむを得ない処置であつた。

依然として悪化を続ける教団財政と学校問題をめぐる護法会・扶宗

会の感情的な対立は、総会議における両者の妥協ができない見解の不一致をもたらし、教団運営は機能不全に陥つたのである。

おわりに

本稿の内容を整理したい。東部・西部の大・中学費を経営するため全国の学区が二分されたことに伴い、天台宗内では関東派護法会と関西派扶宗会という二つの政治勢力が成立した。護法会は、浅草寺住職奥田貫昭が東京で活躍する仏教学者・哲学者を招き発足させた布教団体の顕揚会で弁士として育った若手僧侶が主導権を握る形で運営されており、大・中学費の東京一元化を強く主張した。それに対して扶宗会は、中村勝契のような従来からの教団有力者を中心に延暦寺を拠点としてまとめたものであり、教育布教に関しては現状維持を指向していた。学校問題に関わる両者の見解は相容れず、総会議を舞台に激しく争つたのである。

当初は任意団体であつた関東派・関西派の組織は、明治三六年（一九〇三）制定の「学区会条例」によつて教団内で制度化された。宗務庁の総務を関東派の吉沢義道が獲れば、延暦寺の執行を関西派の中村が押え、宗務庁の四課員は東西のバランスを取った形で選出されるという形で、教団中枢機関の役職は両者の関係性の中で任命されたのである。そのような中でも、顕揚会出身の遠賀亮中が宗務庁内で課員として存在感を発揮しており、関東派の台頭が見られた。

教団の財政は、明治三〇年代に入つても依然として困難な状況にあり、地方改良運動による寺院廃合を契機に開始された末寺の資力調査によつて、実態に見合った形で宗費の負担体系を作り上げようという動きが見られるようになった。また、行政訴訟に勝訴したことで無償

下戻された比叡山山林一一二八町歩は、延暦寺で行われた不透明な会計処理の影響を受けて、宗務庁職員や総会議議員などで組織された山林経営評議会で経営方針を決定することになった。山林下戻についての疑惑が報じられた際に、蘭元轍が「宗務庁として直接の関係あらざれば」詳細は把握してしないと発言したことに象徴されるように、宗務庁と延暦寺事務所との関係は教団内における個々の問題についてどちらが主導権を握るかという点で微妙さが存在したと考えられるが、山林問題についての総本山延暦寺の立場は宗務庁や総会議によって掣肘されることが決まったのである。

第五回総会議では、護法会・扶宗会が学校問題をめぐって激突することになった。準備委員会による事前の調整は失敗し、東西の大・中学を宗費によって運営するという方針が示されたことにより予算案の総額が大幅に膨張したことで、護法会・扶宗会の対立が激化して総会議は流会の憂き目を見た。明治後期における天台宗の教団運営は、護法会・扶宗会の反目によって機能不全に立ち至るような未成熟な段階にあったといえる。

しかし、第二回の総会議で革新案を建議した加藤観澄や、天台座主の山岡観澄が示した口称念仏を重視して布教を行う方針を敷衍する『教示章要解』を執筆した遠賀の活動は、総本山延暦寺を核とする教団の保守的な性格を打破し、教団運営を新たな段階へ発展させる可能性を持つものであった。このような関東派の動向が大正期にいかなる展開を遂げるかは今後の課題としたい。

註

- (1) 梅田義彦『改訂増補日本宗教制度史〈近代篇〉』（東宣出版、一九七一年）、柏原祐泉『日本仏教史近代』（吉川弘文館、一九九〇年）。

- (2) 羽賀祥二『明治維新と宗教』（筑摩書房、一九九四年、文庫版二〇二二年）。
 (3) 拙著『近代化する金閣 日本仏教教団史講義』（法蔵館、二〇一八年）、同『悲劇の宗教家 前田誠節 臨済宗妙心寺派の近代史』（法蔵館、二〇二一年）、拙稿「明治後期真宗大谷派における教団自治の萌芽的形成」（『花園史学』四五、二〇二五年）。
 (4) 拙稿①「明治前期における天台宗宗務組織の形成」（『天台学报』六四、二〇二二年）、同②「明治中期における天台宗宗務組織の展開」（『天台学报』六六、二〇二四年）。
 (5) 註(4)前掲拙稿②。
 (6) 明治三〇年『天台宗憲章』（国立国会図書館HM一三一―R三）。
 (7) 『四明余霞』一一六。
 (8) 『中外日報』明治四二年一月七日付。
 (9) 池田長田編『天台宗制規纂要』（天台宗務庁文書課、一九一〇年）。
 (10) 『明教新誌』明治三〇年八月二〇日付、同九月二八日付。
 (11) 『四明余霞』一一五・一一九。
 (12) 『四明余霞』一〇四。
 (13) 『四明余霞』一二三。
 (14) 『四明余霞』一三八・一四九。
 (15) 『四明余霞』一五一・一五三。
 (16) 『四明余霞』一五一。加藤の経歴は、現代仏教家人名辞典刊行会編『現代仏教家人名辞典』（現代仏教家人名辞典刊行会、一九一七年、復刻版一九九七年）参照。
 (17) 加藤は明治三四年三月の顕揚会月次小会に弁士として参加している（『四明余霞』一五九）。
 (18) 『天台』四二、『読売新聞』明治二五年一〇月二三日付。
 (19) 遠賀は明治三〇年一二月の秋季演説会、中鉢・末広は同三三年三月の月次小会、大森は同三四年一二月の月次小会で弁士を務めて以降、度々顕揚会に参加している（『四明余霞』一一九・一四七・一六八）。末広・大森・中鉢の経歴については、末広は「末広照啓先生年譜」（『山家学报』新一四、一九三一年）、大森は浅草寺編『大森亮順大僧正』（浅草寺、一九五一年）、中鉢は高木亮範編『壬生雄舜還暦記念蓮堂滴露』（中央仏教社、一九三七年）参照。なお、中鉢は『四明余霞』一九六に壬生への改姓広告を出している。
 (20) 『四明余霞』一六三。
 (21) 国光順豊の論説「徒弟教育応急策」には「昨年布教練習所開設せられしも、

- (22) 西部には一人の出願者も無かりし」とある(『四明余霞』一七〇)。
 (23) 憂宗老人「布教講習会に就て」(『四明余霞』二八五)。
 (24) 『四明余霞』一八〇。
 (25) 『四明余霞』一八二、『天台』一・二。
 (26) 『四明余霞』一八九。
 (27) 大正大学五十年史編纂委員会編『大正大学五十年略史』(大正大学五十年史編纂委員会、一九七六年)。
 (28) 『四明余霞』一八二・一九九。
 (29) 『四明余霞』二〇二。吉沢・中村・塚田・東谷・遠賀・清田の経歴については、吉沢は赤穂博物館編『光前寺』(甲陽書房、一九五七年)、中村は渋谷慈鑑編『校訂増補天台座主記』(第一書房、一九七三年)、塚田・東谷は註(16)前掲現代仏教家人名辞典刊行会編著、遠賀は若越県友社編『福井県人之精華』(若越県友社、一九二九年)、清田は清田寂雲「更生保護史のめぐりと④清田寂栄」(『更生保護』二八・四、一九七七年)参照。
 (30) 『四明余霞』一六七・一七〇。
 (31) 『四明余霞』二〇二・二〇三。
 (32) 寛舜亮「西部校の開校を聞きて」(『四明余霞』二四七)。
 (33) 『中外日報』明治三八年三月一〇日付。
 (34) 『四明余霞』二〇五・二〇六。
 (35) 『中外日報』明治三九年二月二七日付・同三月二日付。
 (36) 『四明余霞』二一〇。遠賀亮中述・桜木谷慈薫校閲『教示章要解』(金声堂、一九〇五年)。「教示章」・『教示章要解』の詳細については、木内堯央「『教示章』について」(同『日本における天台宗の展開 木内堯央論文集2』〈宗教工芸社、二〇一二年、初出一九九九年〉)同「近代日本天台の布教理念―「教示章」を中心に―」(前掲同著書、初出二〇〇一年)参照。
 (37) 『四明余霞』二四四・二四五、『中外日報』明治三九年八月一八日付・同九月二日付。
 (38) 『四明余霞』一六八・一九〇・二四一。
 (39) 『四明余霞』二四三。
- (40) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』(東京大学出版会、一九七三年、復刻版一九八二年)。
 (41) 『四明余霞』二四八。
 (42) 『四明余霞』二六三。
 (43) 明治三三年七月二〇日に、第二回総会議の議決を経て寺格等級を改正することが告示されており(『四明余霞』一五二)、門跡・一等・四等別格寺・准別格一等寺・同三等寺・一等寺・一〇等寺・等外寺の一九段階に寺格が改められた(註(9)前掲『天台宗制規纂要』)。
 (44) 『四明余霞』二七二、『中外日報』明治四一年五月二三日付。
 (45) 『四明余霞』二七五。
 (46) 『四明余霞』二七九・二八〇。
 (47) 『四明余霞』一五八・二〇一・二六〇・二六一。赤松の経歴は、註(16)前掲現代仏教家人名辞典刊行会編著参照。
 (48) 『四明余霞』二九〇・二九一、『中外日報』明治四二年六月一三日付。
 (49) 『四明余霞』二九一・二九二、『中外日報』明治四三年五月九日付。
 (50) 『中外日報』明治四三年六月三日付・同一七日付。
 (51) 『四明余霞』二九四・二九五。
 (52) 『四明余霞』二九五・二九六。
 (53) 『四明余霞』二九九・三〇四、『中外日報』明治四三年二月三日付、註(4)前掲拙稿①。
 (54) 『四明余霞』三〇〇・三〇二、『中外日報』明治四四年三月一三日付。
 (55) 『四明余霞』三〇二、『中外日報』明治四一年八月二四日付・同四四年三月一三日付。
 (56) 『四明余霞』二七九・三〇〇・三〇一。
 (57) 『四明余霞』三〇七、『中外日報』明治四五年一月三日付。
 (58) 『四明余霞』三一・三二一。
 (59) 『四明余霞』三二・三三〇、『中外日報』明治四五年三月三日付。
 (60) 『四明余霞』三三〇、『中外日報』明治四五年五月九日付。

(立命館大学大学院非常勤講師)